

建学発 2000 - 第 0034 号

2000年3月14日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当 殿

社団法人 日本建築学会
鉄筋コンクリート構造運営委員会
主査 渡邊史夫

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

標記については、構造委員会の承認を得て、鉄筋コンクリート構造運営委員会の責任において下記の意見・要望を提出いたします。

記

意見 1 :

(1) 第 82 条の六 (限界耐力計算) について

「限界耐力計算」の方法は、告示で示されるとしているが、現在の建築工学の水準からみて、いずれの建築物にも適用できる方法を示すことは不可能であり、適正な運用を図るためには、構造的に明快な建築物に限定すべきである。不適切な運用は、当該建築物の安全性を損なうのみならず、建築工学の健全な発展を阻害する恐れがある。

(2) 各階の水平方向に作用する力 p_{di} および p_{si} について

p_{di} および p_{si} の算出のための最大加速度値 160gal および 800gal は、現行の許容応力度等計算(第 88 条) における標準せん断力係数 C_0 の値 (0.2 および 1) とどのように整合するのかが明らかでない。

意見 2 :

(1) 建設大臣の定める構造計算

第 7 7 条から第 7 8 条において、共通ですが、現行「構造計算又は実験によって」 改正案「建設大臣の定める構造計算」となっています。

建設大臣の定める構造計算の内容が現時点では不明ですが、実験による確認が削除されています。実験内容については規定しにくいのかもしれませんが、構造耐力上安全であることを確認する方法をすべて構造計算によることができるのか疑問です。 従来、計算とともに規定されていた実験を

力上主要な部分の断面に生じる応力度が第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に最も早期に達する場合の各階の水平力に対する耐力をいう)とする等が必要ではないでしょうか。

(3) 第82条の六(限界耐力計算)の三

「第82条の六(限界耐力計算)の三」の6行目の「層間変位が二百分の一」は「層間変形角が二百分の一」とすべきではないでしょうか。

意見4：

(1) 74条のコンクリートの強度が従来通りで小さすぎる。

(2) 用語に関して、安全限界変位は定義されているが、安全限界耐力の用語も必要、などの意見はあったものの、PCに関する条文が無いので、PCに関する告示がでないといえ、といった状況です。